目 次

第1章	章 基本計画 <i>の</i>)策定にあたって
1	計画策定の趣旨	a 1
2	計画の性格及び	『役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	計画期間	2
第2章	章 配偶者から	の暴力対策の現状・課題
	県の取組の経緯	
		者からの暴力の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	配偶者からの暴力	カに対する県民の意識7
4	これまでの主な	課題 ····································
<i>⁄</i> ⁄⁄-∩=	ᅕ	
第3章	. — . — —	
		す方向) ····································
		k的な考え方) ······10
	基本目標等	12
4		こおける強化項目(課題への対応) ・・・・・・・・・・13
5	第3次基本計画	の重点目標14
6	第3次基本計画	iの体系 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
笙 ⊿፣	章 計画の内容	Z
-		された。 者からの暴力を許さない社会づくり
	重点目標 1	暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	重点目標 2	配偶者からの暴力被害発見への取組の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	重点目標 3	未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実 ・・・・・・・・・・21
#		
基		・保護体制の充実
	重点目標 4	安心して相談できる環境の整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	重点目標 5	外国人·障害者·高齢者への配慮 ··············28
	重点目標 6	緊急時の安全確保及び一時保護の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	重点目標 7	保護命令に対する適切な支援と対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

基本目標 Ⅲ 自	立支援の充実
重点目標 8	被害者への総合的な支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
重点目標 9	就業支援の実施36
重点目標 10	住宅確保に係る支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
重点目標 11	子どもに対する支援の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・39
基本目標「V) 職	務関係者による適切な配慮
重点目標 12	被害者への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
重点目標 13	业的判决有∅)員員问工♥ク/5₡ク⊎ク取型∅夫施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標 V 施	策推進のための連携体制の強化
重点目標 14	関係機関との連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
重点目標 15	市町村における支援体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
重点目標 16	民間団体等との連携と協働 ・・・・・・・・・・・・・・・・46
重点目標 17	苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・48
重点目標 18	調査研究の推進49
第5章 計画の推進	±
1 計画の推進体制	·····································
1 計画の推進体制	·····································
1 計画の推進体制 2 数値目標	·····································
1 計画の推進体制 2 数値目標	·····································
 計画の推進体制 数値目標 計画の進行管理 	·····································
 計画の推進体制 数値目標 計画の進行管理 対画の進行管理 では、 では、	到 ····································
 計画の推進体制 数値目標 計画の進行管理 計画の進行管理 配偶者からの 配偶者からの易 	50
 計画の推進体制 数値目標 計画の進行管理 計画の進行管理 配偶者からの 配偶者からの場施策に関する基準 	50 50 50 50 50 50 50 50
 計画の推進体制 数値目標 計画の進行管理 計画の進行管理 配偶者からの場施策に関する基 配偶者からの場 	表力の防止及び被害者の保護等に関する法律 52 暴力の防止及び被害者の保護等のための 70 基本的な方針(概要)
1 計画の推進体制 2 数値目標 3 計画の進行管理 資 料	表力の防止及び被害者の保護等に関する法律 52 暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 52 暴力の防止及び被害者の保護等のための 70 基本的な方針(概要) 暴力の防止及び被害者の保護に関する 78
1 計画の推進体制 2 数値目標 3 計画の進行管理 資 料	表力の防止及び被害者の保護等に関する法律 52 暴力の防止及び被害者の保護等のための 70 基本的な方針(概要) 暴力の防止及び被害者の保護に関する 78 協議会設置要綱

第 章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力は、親密な関係下において行われるため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあることから、周囲も気が付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性を持っています。

また、被害者は多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

このため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)が制定され、保護命令制度や都道府県の配偶者暴力相談支援センター※による相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成 16 年 12 月には配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針の策定、都道府県への基本計画策定の義務付け等を内容とする法改正が行われたことから、本県でも平成 17 年 12 月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

その後、平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充や市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化などが盛り込まれたことから、県においても基本計画の見直しを行い、平成21年3月に計画期間を平成21年度から25年度の5年間とする第2次基本計画を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施してきたところです。

さらに平成 25 年6月には、交際相手からの暴力が社会的に問題となり、被害者及び親族等に被害が及んでいる実情を踏まえ、「生活の本拠を共にする交際相手」にも法律を準用する内容の法改正が行われるとともに、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」に改正されました。

現行の第2次基本計画については、今年度をもって計画期間が終了することから、次期計画を策定する必要があります。 また、平成25年6月の法改正に伴い、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)も改定されたことから、国の施策との整合性を図るため、その趣旨等も踏まえたものとする必要があります。

今後、この計画に基づき、関係機関と連携しながら各施策を推進していくことにより、暴力を許さない社会の実現を目指していきます。

[※] 配偶者暴力相談支援センター・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。

2 計画の性格及び役割

第3次基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に則して策定したものであり、県はこの計画に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。

施策の推進にあたっては、第3次山梨県男女共同参画計画との整合性を図っていきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護は、県のみならず、市町村や地域、関係機関、関係団体などが相互に連携し、力を合わせることによって進められるものであることから、市町村や関係機関、関係団体などにおいても、計画の趣旨を踏まえ、県と連携した積極的な取組が行われることを期待するものです。

また、県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めていきます。

3 計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内であっても、法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

見直しこあたっては、本県における配偶者からの暴力をめぐる状況や、施策の実施状況等を勘案して行います。

※配偶者からの暴力の定義

配偶者暴力防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚や離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

また、平成25年6月の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

本計画においても配偶者暴力防止法に基づき施策を進めていきますが、法律の根拠を必要としないものについては、「生活の本拠を共にしない交際」も対象として施策を進めていくこととします。

「配偶者からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「避妊に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。

なお、保護命令制度については「身体に対する暴力」と「生命等に対する脅迫」が対象となります。

また、配偶者からの暴力の発見者による通報等、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「身体に対する暴力」のみが対象となります。

第2章 配偶者からの暴力対策の現状・課題

1 県の取組の経緯

県では、平成13年4月の配偶者暴力防止法の成立に伴い、平成14年4月に女性相談所を配偶者暴力相談支援センターと位置付け、被害者の相談への対応、一時保護等を実施することとしました。

また、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会(以下「関係機関連絡協議会」という。)」を設置し、関係機関の連携・協力を図るとともに、パンフレットの作成等により、県民への啓発を行ってきました。

平成17年12月には、配偶者暴力防止法の改正及び国の基本方針を踏まえ、重大な人権侵害である配偶者からの暴力を防止し、被害者の適切な保護を図るための施策を総合的に実施するため、基本計画を定めるとともに、平成18年4月からは、男女共同参画推進センターびゆあ総合(以下「ぴゆあ総合」という。)を補完的な配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、女性相談所とともに相談業務を行うなど、県としての相談体制を強化しました。

平成19年7月の配偶者暴力防止法及び国の基本方針の改正を踏まえ、平成21年3月には県においても第2次基本計画を策定し、市町村、民間団体等関係機関と連携しながら、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策を実施するとともに、大学生や高校生等若年層を対象とした啓発等、未然防止に向けた施策も推進してきました。

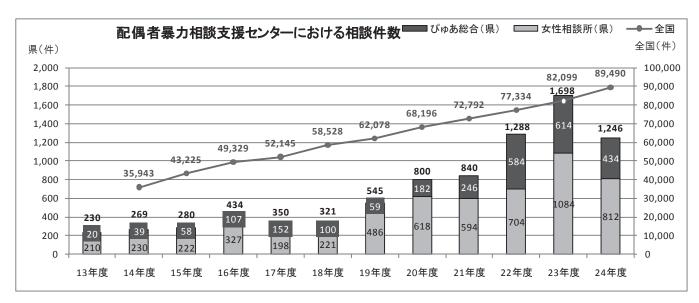
2 県における配偶者からの暴力の状況

(1) 相 談

① 県配偶者暴力相談支援センターの相談状況

県では、配偶者暴力防止法に基づき、女性相談所、ぴゅあ総合の2施設を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、配偶者からの暴力に関する相談に平日・休日問わず対応できる体制を整えています。 県の配偶者暴力相談支援センターが受けた配偶者からの暴力に関する相談件数は年々増加を続けており、平成 24 年度には 1,246 件と減少に転じたものの、平成 14 年度の約 4.6 倍となっています。

また、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談も年々増加しています。



(参考)

【平成24年度中に山梨県の配偶者暴力相談支援センターに相談した被害者の状況】

(内閣府調査から抜粋) ※本人からの相談に限る

配偶者からの相談内訳

		内訳(男	月女別)		内訳(加害	者との関係)	
	合計	女性 男性		配偶者			離婚済
		女庄	カエ	婚姻の届出あり	婚姻の届出なし	届出有無不明	南此为日 / 月
来 所	306	305	1	244	10	0	52
電 話	577	571	6	406	19	76	76
その他	11	11	0	7	2	0	2
合 計	894	887	7	657	31	76	130

日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

	合 計	女性	男性	タイ語	効でが語	中国語
来 所	6	6	0	3	2	1
電 話	5	5	0	1	4	0
その他	2	2	0	2	0	0
수 計	13	13	0	6	6	1

障害がある被害者からの相談件数

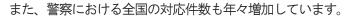
	合計	女性	男性
来 所	7	7	0
電話	5	5	0
電 話 その他	0	0	0
合 計	12	12	0

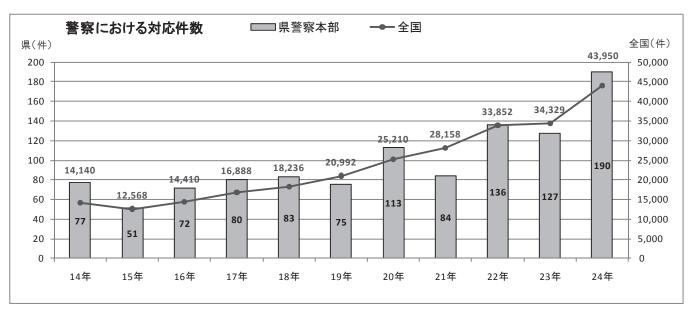
交際相手からの暴力に関する相談件数

合計	女性	男性	通報
52	52	0	6

② 警察の対応状況

本県における配偶者からの暴力に関する相談等は、警察本部の山梨県警察総合相談室や各警察署でも受けています。山梨県警察が配偶者からの暴力に関する相談等を受けて対応した件数は、平成24年は190件となり、平成14年の約2.5倍となっています。

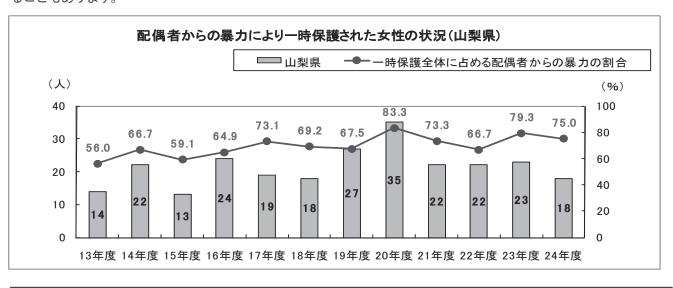




(2) 一時保護

被害者本人の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、被害者及び同伴する家族の一時保護^{*1}を行い、 傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を行っています。近年、配偶者からの暴力を理由とす る一時保護は一定の割合で推移しており、平成24年度には18人となりました。

また、18人のうち、12人が子どもを同伴しており、0歳から15歳までの子どもが母親とともに一時保護されています。入所期間は平均19.2日ですが、経済的困窮や退所後の行き先が決まらないなどの理由により、長期にわたることもあります。



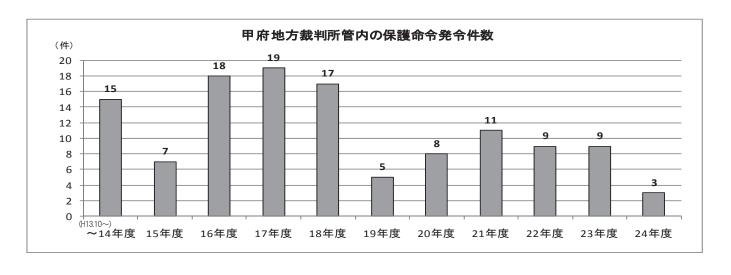
※1 一時保護・・・被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう、女性相談所で一時的に行う保護。

(3) 保護命令

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が保護命令^{※2}制度を利用するための支援として、情報提供や助言等を 行うほか、女性相談所では裁判所等へ出向く被害者への同行支援も行っています。

なお、甲府地方裁判所管内で出された保護命令件数は、平成13年10月から平成25年3月までの間で121件でした。このうち、被害者への保護命令のみ発令が76件(「接近禁止命令のみ」61件、「接近禁止命令」と「退去命令」や「電話禁止命令」を併せて発令15件)です。

また、「子への接近禁止命令」は36件、「親族等への接近禁止命令」は3件、この両者に同時に発令されたのは 6件となっています。



^{※2} 保護命令・・・配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、地方裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して発する命令。

保護命令には、被害者、被害者の子又は親族等の身辺をつきまとったり、住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止した「接近禁止命令」のほか、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止した「電話等禁止命令」、加害者に対し被害者と共に住む住居から退去することを命じる「退去命令」などがあります。

3 配偶者からの暴力に対する県民の意識

平成22年度に県が実施した男女共同参画に関する県民意識・実態調査(以下「県民意識・実態調査」という。) において、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人(女性650人、男性455人)に、配偶者からの暴力の実態等について質問しました。

(1) 配偶者からの被害経験の有無

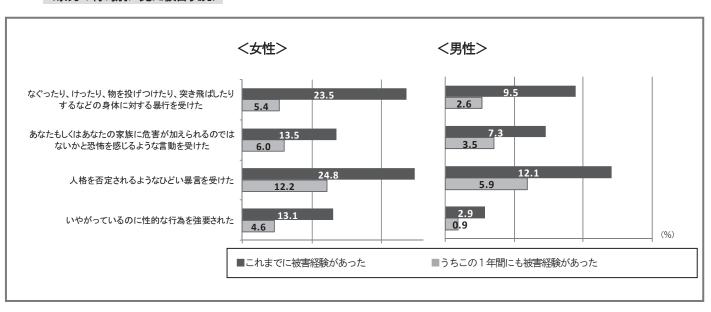
結婚生活の中で、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性 37.1%、男性 17.4%となり、前回の平成 17 年度調査に比べ、女性は 6.4%増加、男性は 1.7%減少しました。配偶者からの暴力により命の危険を感じたことがあると回答した人は、女性 5.4%、男性 1.5%、配偶者からの暴力によりケガをして医師の治療を受けたことがある人は、女性 3.2%、男性 0.9%となっています。

【男女共同参画に関する県民意識・実態調査 (H22)】

	配偶者からの暴力に 関する質問対象(A)	配偶者からの暴力被 害の経験がある (B)	(B)欄の被害によっ て命の危険を感じた ことがある	(B)欄の被害により ケガをして医師の治 療を受けたことがあ る	
女性	650 人	241 人	35 人	21 人	
		(37. 1%)	(5. 4%)	(3. 2%)	
男性	455 人	79 人	7人	4人	
		(17. 4%)	(1. 5%)	(0. 9%)	

- (A):現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人
- (B): 身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人(実人数)

<暴力の行為別に見た被害状況>



また、1年以内に被害を受けたと回答した人について年代別に見てみると、どの項目においても 40代が最も多くなっていますが、50代、60代の被害も多いことが分かります。

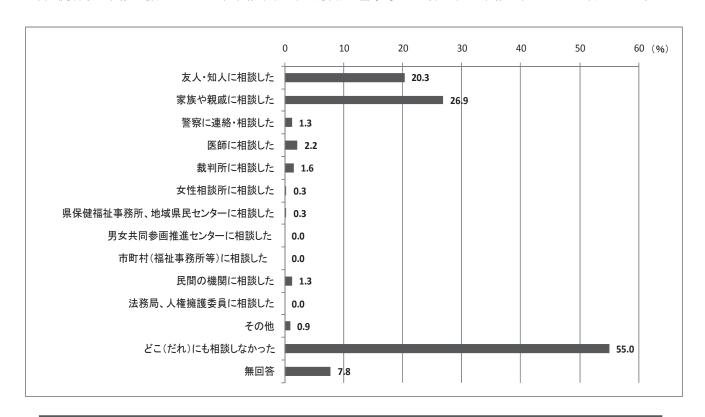
<年代別に見た被害状況>

	20代	30代	40代	50代	60代
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	10.6	19.2	25.5	19.2	25.5
B あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた	3.7	12.7	32.7	30.9	20.0
C 人格を否定されるようなひどい暴言を受けた	2.8	15.1	31.2	28.3	22.6
D いやがっているのに性的な行為を強要された	2.9	14.7	41.2	14.7	26.5

(2) 暴力に対する相談

配偶者から受けた行為については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が 55.0%と最も多いことから、未だ潜在的な被害が うかがえます。

また、相談した人は、「家族や親戚」に相談した人が 26.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が 20.3%で続いています。一方、配偶者暴力相談支援センター(女性相談所、ぴゅあ総合)や警察等の公的機関への相談は少ないことが分かります。



<相談しなかった理由(H22 年度調査)>

「相談するほどのことではないと思った」が7割(69.9%)と最も多く、「自分も悪いところがあると思った」 (31.3%)、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」(13.3%)と続いています。 また、「どこへ相談していいかわからなかった」が4.5%ありました。

4 これまでの主な課題

●配偶者からの暴力に関する認識

県ではこれまで、パンフレットの作成・配布、講演会、企画展示の開催等により広く普及啓発を行ってきましたが、平成22年度の県民意識・実態調査によると、県民の暴力に対する認識は全体的に高まりを見せているものの、精神的暴力、性的暴力については身体的暴力に比べて認識が低いなど、暴力の種類や男女の性別の違いによっても未だに暴力に対する認識に差がある結果が出ているため、更なる理解の促進に向けた取組が必要です。

		どんな場 暴力にあ 思う		暴力 にあ とそうで な とあると思	い場合	暴力にあは思わな	
		女性 (n=815)	男性 (n=624)	女性 (n=815)	男性 (n=624)	女性 (n=815)	男性 (n=624)
Α	骨折、打ち身、切傷などのけがをさせる	85.3	82.7	11.5	12.7	0.7	0.3
В	けがをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	77.8	74.4	18.9	19.4	0.9	1.3
С	なぐるふりをして、脅す	64.3	55.4	28.1	34.8	4.3	5.0
D	ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	64.7	52.7	30.1	36.5	1.7	5.9
Ε	いやがっているのに性的な行為を強要する	73.5	63.5	21.0	27.9	2.1	3.5
F	避妊に協力しない	53.6	47.6	32.1	35.3	9.9	<u>11.5</u>
G	何をいっても長期間無視し続ける	52.4	44.1	35.1	39.6	8.6	<u>11.7</u>
Н	交友関係や電話を細かく監視する	44.9	38.3	39.8	45.8	<u>11.5</u>	<u>11.5</u>
I	大声で怒鳴る、罵る	65.9	49.8	27.5	39.7	3.7	6.3

●潜在的な被害の存在

平成 22 年度の県民意識・実態調査によると、配偶者から暴力を受けた経験がある人は、女性が 37.1%、男性が 17.4%ですが、受けた行為について「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合は 55%と半数以上にのぼり、外国人や障害のある人、高齢者、男性からの被害相談もあることから、被害者の状況に配慮した相談・支援体制を整えるなど、被害を相談につなげていくための取組が必要です。

●同伴する子どもへの支援

平成 24 年度は被害者 18 人のうち 12 人が子どもを同伴(約 66.6%)しているほか、被害者の入所期間とともに子どもの入所期間も長期化傾向にあり、子どもへの学習支援等の取組が必要です。

また、平成 22 年度の県民意識・実態調査では子どもが配偶者からの暴力を「目撃していた」と回答した人の割合は 24.1%、子どもに対して同じような暴力行為が「あった」と回答した人の割合は 19.4%であり、被害者のほか子どもに対する心的ケア等の取組も必要です。

●市町村の取組の推進

平成 19 年の法改正により、市町村においても基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力 義務とされましたが、平成 25 年4月現在、基本計画を策定している市町村は2町(昭和町、西桂町)、配偶者 暴力相談支援センターを設置している市町村はゼロとなっています。

地域に根ざしたきめ細かな支援を行っていくためには、最も身近な行政主体である市町村の役割も大きいこと から、市町村における取組を推進するための支援を行っていくことが必要です。

第3章 基本理念と目標

1 基本理念(目指す方向)

第2次基本計画の基本理念を踏襲し、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護、自立支援を図るため、県民、 市町村、関係機関、関係団体等と協力し、次のような社会を目指し、施策を推進していきます。

- 個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会
- 配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- 配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

2 基本的視点(基本的な考え方)

第2次基本計画と同様に、基本理念に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を進めていくうえで、 次のような視点を持ち、各施策・取組を推進することとします。

(1) 重大な人権侵害であるという視点

配偶者からの暴力は、家庭内で起こる単なる当事者間の問題ではなく、力による支配であり、人権を著しく侵害する重大な社会的問題です。

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖・不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるか否かにかかわらず、決して暴力は許されるものではない、という認識に基づいた取組が必要です。

(2) 被害者の意思を尊重する視点

配偶者からの暴力による被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わず、その人権が尊重されなければならないほか、被害者には自らの意思に基づき、安全に、安心して、平穏な生活を送る権利があります。

支援にあたっては、被害者の立場に十分配慮し、個々の事情を勘案するとともに、被害者自身の意思を尊重することが必要です。

(3) 子ども、親族等の安全確保にも配慮するという視点

配偶者からの暴力により、家族も被害者と同じように心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、種々の大きな影響を受けるだけでなく、子ども自身が親からの暴力の対象となっている場合もあります。

また、被害者が加害者の元から避難した後も加害者からの追求への対応が大きな問題となる場合が少なくありません。 こうしたことから、被害者のみならず、被害者が同伴する子どもや親族等についても保護や支援を行い、安全の確保を 図ることが必要です。

(4) 県民の理解を深める視点

配偶者からの暴力の被害者は、その多くが女性であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識や女性の人権軽視のなごりなど、男女がおかれてきた社会的・構造的な問題が背景にあると言われています。

また、配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見されにくいという特殊性がある上、加害者からの報復や家庭の事情などさまざまな理由から被害者が自ら支援を求めることをためらうことが多いため、周囲からの情報を広く求めていくことが大切です。

配偶者からの暴力は、被害者の生命や身体に重大な危害を及ぼす可能性が高く、身近にある重大な人権侵害であるという認識が性別を問わず、県民一人ひとりに共有されるよう県民の理解を深めていくことが必要です。

(5) 地方公共団体の責務であるという視点

地方公共団体には、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務があります。

施策を進めるにあたっては、国、県、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等が相互に連携し、協働することが 必要です。

3 基本目標等

基本理念の実現に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護、自立支援を図るための施策を実施するにあたり、第2次基本計画と同様に次の5つの基本目標を定めます。

配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、普及啓発の実施及び若い世代への啓発・予防教育等を 推進していくとともに、被害の早期発見を図ります。

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

被害者が迷わず相談でき、安全・適切な保護を図るため、安心して相談をすることができ、迅速かつ安全な保護を行える体制の整備・充実を図ります。

基本目標Ⅲ 自立支援の充実

被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保や就業、子どもの就学等に関する支援が必要です。このため、市町村等関係機関と連携を図り、被害者の自立を総合的に支援していきます。

基本目標IV 職務関係者による適切な配慮

被害者が安心して相談・保護・自立等の支援を受けるため、啓発、研修等により、職務関係者の配偶者からの暴力に関する理解を深め、資質向上を図ります。

基本目標V施策推進のための連携体制の強化

配偶者からの暴力は複雑で多岐にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難です。このため、 暴力の防止・通報・相談・保護・自立支援等さまざまな段階において各機関が緊密に連携しつつ取組を推 進していきます。

また、第2次基本計画と同様、基本目標の下に、計画期間中に重点的に取り組むべき目標(重点目標)と施策の方向を示すこととします。重点目標は、第2次基本計画の重点目標及び第2章で抽出した、配偶者からの暴力対策におけるこれまでの課題への対応を基に設定します。

4 第3次基本計画における強化項目(課題への対応)

配偶者からの暴力対策におけるこれまでの課題に対し、次のように対応することとします。

(1)配偶者からの暴力への理解促進

県民への普及啓発や若年層への教育・啓発を、引き続き重点目標(計画期間中に重点的に取り組むべき目標)に位置付け、それぞれに取組の一層の充実を図ることとします。

特に、若年層への教育・啓発においては、周囲の教職員や保護者等まで範囲を拡大して取り組むこととします。

(2) 被害者の状況に配慮した支援体制の整備

潜在的な被害をなくすためには、一層の相談窓口の周知を図る一方、外国人や障害のある人、高齢者など、言葉や環境等から相談機関の情報が届きにくく、被害が潜在化しやすい状況にある人々への配慮が必要です。

このため、これらの人々への配慮を重点目標に位置付け、相談しやすい体制の整備に取り組むこととします。またあわせて、男性が相談しやすい体制の整備にも取り組むこととします。

(3) 一時保護における支援の充実

被害者、その同伴者の一時保護の充実を重点目標に位置付け、児童相談所等関係機関と連携し、子どもの状況に応じ対応します。

(4) 市町村への支援の推進

地域に根ざしたきめ細かな支援を行っていくため、市町村における支援体制の強化を重点目標に位置付け、基本計画策 定や相談支援センター設置に向けた働きかけを行うとともに、情報交換、研修会等により市町村相談窓口の充実に向けた支 援を推進していきます。

5 第3次基本計画の重点目標

本計画の重点目標を次のとおり設定します。

基本目標 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

配偶者からの暴力を許さない社会実現のためには、普及啓発の実施、被害発見への取組及び未然防止対策としての 若年層への教育・啓発が重要です。

|重点目標 1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施

重点目標 2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実

|重点目標 3| 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

被害者が迷わず相談でき、安全・適切な保護を図るためには、外国人・障害者・高齢者にも配慮をした安心して相談できる環境の整備、緊急時の安全確保・一時保護及び保護命令に対する適切な支援と対応が重要です。

重点目標 4 安心して相談できる環境の整備

重点目標 5 外国人・障害者・高齢者への配慮

|重点目標 6| 緊急時の安全確保及び一時保護の充実

|重点目標 7| 保護命令に対する適切な支援と対応

基本目標Ⅲ 自立支援の充実

被害者が自立した生活を送るためには、就業や住宅の確保、子どもの就学等をはじめとした総合的な支援が重要です。

重点目標 8 被害者への総合的な支援

重点目標 9 就業支援の実施

|重点目標 10 | 住宅確保に係る支援の充実

|重点目標 11 子どもに対する支援の実施

基本目標IV 職務関係者による適切な配慮

被害者が安心して相談・保護・自立等の支援を受けるためには、職務関係者の被害者への配慮と資質向上が重要です。

重点目標 12 被害者への配慮

重点目標 13 職務関係者の資質向上のための取組の実施

基本目標V施策推進のための連携体制の強化

配偶者からの暴力は複雑で多岐にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難です。このため、関係機関や民間団体等との連携、市町村における支援体制の強化などが重要です。

重点目標 14 関係機関との連携強化

重点目標 15 市町村における支援体制の強化

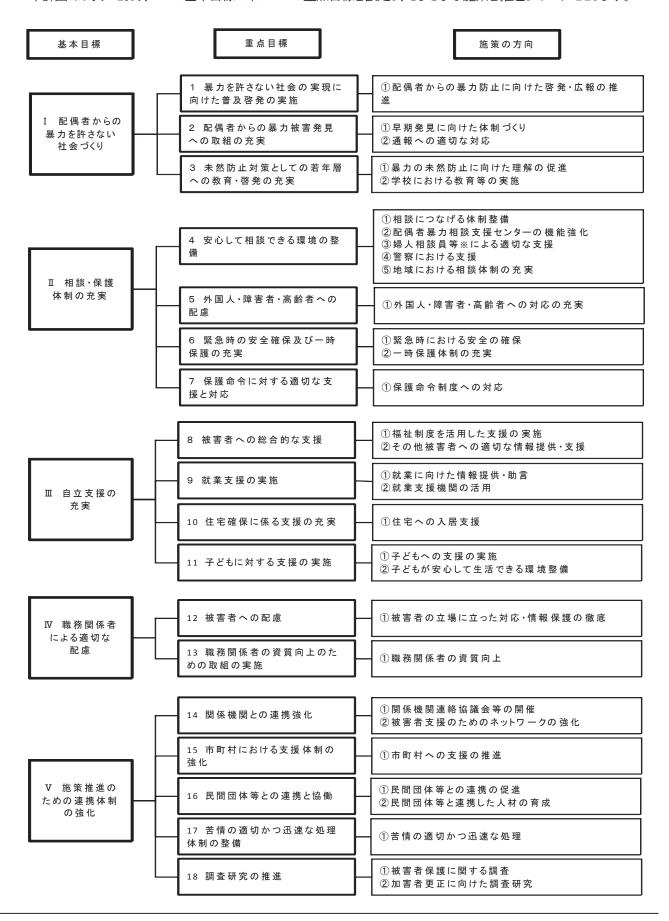
|重点目標 16 | 民間団体等との連携と協働

|重点目標 17| 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備

重点目標 18 調査研究の推進

6 第3次基本計画の体系

本計画では次のとおり、5つの基本目標の下に18の重点目標を設定し、さまざまな施策を推進していくこととします。



[※] 婦人相談員等·・・配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力の相談に応じる相談員を指します。

第4章 計画の内容



配偶者からの暴力を 許さない社会づくり

_{重点目標1} 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施

【現状と課題】

配偶者からの暴力を許さない社会を実現するためには、県民一人ひとりが配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることを理解し、いかなる暴力も絶対に許さない、見過ごさないという意識を共有することが大切です。

県では、これまで講演会や講座の開催、啓発パンフレットの作成及び配布、企画展示などを通して広く普及 啓発を行ってきました。

しかしながら、平成 22 年度の県民意識・実態調査によると、身体的暴力に比べ、精神的暴力及び性的暴力 については暴力であるという認識が十分に広まっているとは言えません。

また、同調査によると、配偶者からの暴力の被害を受けた被害者の半数以上が「相談するほどのことではないと思った」「自分も悪いところがあると思った」などの理由により誰にも相談をしていないことから、配偶者からの暴力に対する正しい理解を促すことも大切です。

県民一人ひとりの配偶者からの暴力に対する理解を深め、暴力を許さない社会を実現していくためには、今後もあらゆる機会や場を活用し、関係機関と連携して広く普及啓発を行っていく必要があります。

【施策の方向】

● 配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進

項目	施策の方向
多様な広報媒体を	・啓発パンフレットの作成・配布のほか、広報誌やホームページ、企画展示など、内
活用した普及啓発	容や配布先を工夫しながら普及啓発を行い、配偶者からの暴力は許さないという県
	民意識の醸成を図ります。
	また、関係機関等と連携をして、外国人、障害者、高齢者への情報提供にも努めま
	す。
	【県民生活・男女参画課】

項目	施策の方向
学習機会等の提供	・配偶者からの暴力の防止に関する県民向け啓発講演会や講座を開催し、配偶者からの暴力への理解を深めます。 講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係団体等と連携し、地域に広く情報 提供を行います。
	【県民生活・男女参画課】
地域における普及啓発の促進	 地域により身近な市町村に配偶者からの暴力防止に向けた情報提供を行い、普及啓発を積極的に行うよう呼掛けるとともに、地域組織、団体等の活動を通しても啓発パンフレット等を活用し、普及啓発を行います。 地域における配偶者からの暴力防止に向けた理解の促進を図るため、市町村等を通じて男女共同参画推進センターの出前講座の活用を図ります。 【県民生活・男女参画課】

重点目標2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実

【現状と課題】

配偶者からの暴力は家庭内などで行われることが多く、外部からの発見・介入が困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることをためらうことが考えられます。

被害を深刻化させないためには、医療関係者、教育機関、市町村、保健所、地域の民生委員・児童委員などによる早期発見に向けた体制づくり及び配偶者暴力相談支援センター*1、警察の通報を受けてからの対応が重要となります。

県ではこれまで被害を早期に発見し、適切な支援へとつなげるため、啓発資料の作成・配布、研修等における情報提供などにより周知を図ってきましたが、今後も配偶者からの暴力についての理解を深め、通報等の必要性を周知するため、関係機関等に向けた働きかけを行うことが必要です。

また、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日々の業務を行う中で配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、被害の発見及び通報について積極的な役割が期待されています。

県ではこれまで、医療関係者マニュアルの作成・配布、研修会や会議等の機会を通じ、法の規定や趣旨、対応方法等の周知を行ってきましたが、今後も被害の早期発見と通報の必要性について、医療関係者に周知するとともに、連携の強化を図っていくことが重要です。

さらに、通報を受けた配偶者暴力相談支援センター及び警察についても、被害者の状況等を踏まえ、関係機 関等の間で連携を図っていく必要があります。

【施策の方向】

● 早期発見に向けた体制づくり

項目	施策の方向
県民への周知等	 ・県民が配偶者からの暴力に関する理解を深め、被害者を発見した場合はその旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するようパンフレット及び相談カードの作成により周知するとともに、講演会等においても通報の趣旨等を適切に周知します。 【県民生活・男女参画課】 ・潜在的な被害者の早期発見や未然防止を図るため、母子保健地域組織である愛育会活動において、配偶者からの暴力に関する知識と通報の仕組みについて普及啓発、情報提供を行います。 【健康増進課】

項目	施策の方向
医師その他医療関係者等の適切な対応	・医師その他医療関係者等に向けて、被害者の発見と通報についての法の規定や趣旨、通報先、相談機関等に関する啓発資料を作成し、医師会や看護協会等の組織を通じて周知するとともに、医療関係者向けの会議や研修会等で周知します。 【県民生活・男女参画課、医務課】 ・県医師会、歯科医師会等に対し、研修会への参加の呼びかけや資料提供等を行います。 【県民生活・男女参画課】
教育機関の連携・対応	 児童、生徒の虐待からの発見・通報につなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。 学校の教職員に対し、児童、生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。 【義務教育課、高校教育課】
地域・住民に身近な機 関による見守り	 市町村をはじめ、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等に対し、配偶者からの暴力についての理解を深めるため、パンフレット、相談カード等の啓発資料の配付及び研修会、講演会等への呼びかけを行うなど、暴力を未然に防止し、被害を早期発見するための協力を働きかけます。 【県民生活・男女参画課】 ・市町村や保健所における公衆衛生関係者を対象とした研修会等で情報提供を行うことで、配偶者からの暴力被害を早期発見、支援ができるよう周知します。 【健康増進課】
見守り体制づくりに向けた連携	・配偶者からの暴力を未然に防止するとともに、早期発見から切れ目のない相談、支援につなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等を通して市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等との連携強化に努めます。 【県民生活・男女参画課】

^{※1} 配偶者暴力相談支援センター・・・・県の女性相談所及びぴゅあ総合を指します。ただし、配偶者暴力相談支援センターにはそれぞれ 特徴があることから、その特徴に応じて本基本計画では「女性相談所」、「ぴゅあ総合」と記載を使い分けている箇所があります。 各配偶者暴力相談支援センターの特徴については、P25の「〈参考〉各配偶者暴力相談支援センターの特徴」をご覧ください。

● 通報への適切な対応

項目	施策の方向
配偶者暴力相談支援センターの対応	 通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報教示への協力を求めるとともに、被害者に対する危険が急迫していると認められるときには警察と連携して被害者の安全確保を図ります。また、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターの業務内容等について説明し、助言を行います。 通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童相談所等と連携を図ります。 また、高齢者虐待または障害者虐待に当たると思われる場合には、事案に応じ、市町村と連携し支援を行います。 医療関係者からの通報に対しては、医療関係者と連携し、被害者の相談に応じます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
警察の対応	・県・市町村関係部署や弁護士会、医師会、民間団体等のあらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。 ・配偶者からの暴力等に関わる通報及びパトロール等の警察活動により配偶者からの暴力を認知した場合には、配偶者暴力防止法をはじめとした関係法令に基づき、「暴力の制止」、「被害者の保護」、「被害発生防止」、「事件化」のために必要な措置を講じます。 ・被害相談を受けた際に、危険性・切迫性の判断の参考に資するため、「危険性判断チェック票」を活用します。 【警察本部】

重点目標3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実

【現状と課題】

配偶者からの暴力を未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において、人権尊重の意識を高める教育や、 男女平等の理念に基づく教育等を進めることが必要です。

また、内閣府が平成24年4月に公表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代に交際相手から暴力被害を受けた人の割合は、女性が13.7%、男性が5.8%となっています。

若年層における交際相手からの暴力は、身体や精神に深刻な影響を受ける人の割合が高いほか、将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、予防に向けた教育や若年層への啓発等が重要と考えられます。

県では、これまでパンフレットの発行や講座の開催、学校での生徒、教諭に対する人権等の教育を実施してきましたが、今後も暴力の深刻化を防ぎ、将来にわたる暴力を未然に防止するため、若年層への教育・啓発の充実及び関係者の理解の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

●暴力の未然防止に向けた理解の促進

項目	施策の方向
若年層に対する啓発 の推進	・大学生や高校生等、若年層を対象としたパンフレットの作成・配布、男女共同参画推進センターにおける命の豊かさ、男女平等、暴力防止に向けた講座の開催を関係機関や民間団体と連携・協力して行うなど、暴力防止に向け、正しい理解の促進を図ります。 【県民生活・男女参画課】 ・女性相談所は、関係機関からの要請に応じ、講師派遣を行うとともに、情報提供等
	により未然防止のための普及啓発を行います。 【児童家庭課】 ・将来看護師等を目指す若者への普及啓発は、配偶者からの暴力の未然防止及び将来 の職務に向けた配偶者からの暴力の知識習得につながることから、学校養成所に対
	し、パンフレット等の配布等を行い、更なる普及啓発に努めます。 【医務課】
保護者への理解の促進	・通信や広報を通じて保護者に交際相手からの暴力を中心とした情報提供を行い、理 解の促進を図ります。 【高校教育課】

項目	施策の方向
教職員を対象とした 研修会の開催	・教職員を対象として「いじめ、暴力、人権問題等」に関する研修会を開催し、さまざまな人権問題に対する理解を深めます。
	【高校教育課】
	・教職員向け研修会の開催により、学校等における交際相手からの暴力被害の未然防止を図るとともに、各学校での講座の開催について働きかけを行います。 【県民生活・男女参画課】

● 学校における教育等の実施

項目	施策の方向
人権教育等の実施	 配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にした教育を実施します。 学校におけるいじめ等の人権侵害問題が将来の配偶者からの暴力問題につながらないよう生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。 相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。 【義務教育課、高校教育課】
情報モラル教育の推進	• 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うため、携帯電話やインターネットに関わる情報モラル教育を推進します。 【義務教育課、高校教育課】
人権侵害の早期発見に向けた取組	・各校でいじめ調査を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組みます。 【義務教育課、高校教育課】



相談・保護体制の充実

重点目標4 安心して相談できる環境の整備

【現状と課題】

県では、女性相談所を中心的な機能を持つ配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるほか、平成 18 年度 からは相談体制の充実強化を図るため、ぴゅあ総合を補完的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけました。これにより、年末年始を除き毎日相談に応じられる体制を整えていますが、平成 22 年度の県民意識・実態調査によると、配偶者から受けた行為について「どこ(だれ)にも相談しなかった」という人が 55%にのぼっています。

そのため、相談窓口に関する情報を広く周知するとともに、市町村、保健所等地域に身近な窓口の充実等に 向けた取組を支援していくことが必要です。

本県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成24年度は1,246件となり、相談を開始した平成14年度と比較して約4.6倍となりました。また、県警察本部が平成24年に配偶者からの暴力に関する相談等を受けて対応した件数も190件となり、平成14年の約2.5倍となっています。相談内容も複雑・多様化しているため、配偶者暴力相談支援センター、警察、県関係機関が連携して被害者の相談等に対応しているところです。さらに、女性相談所では被害者に対する医学的または心理学的な援助等の被害者支援等を行っています。今後もこうした相談件数の増加及び相談内容の多様化、複雑化に対応していくため、相談機能を一層充実させていくとともに、関係機関の連携を図っていく必要があります。

【施策の方向】

● 相談につなげる体制整備

項目	施策の方向
相談窓口の周知、広報	・配偶者暴力相談支援センターの窓口やその特徴についてリーフレットやホームページで広く情報提供を行うほか、市町村等と連携しながら相談窓口について広く周知することで、被害者やその関係者に早期相談を呼掛けます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・被害者が手に取りやすい場所へDV相談カードの設置を進めるなど、相談窓口に関する情報提供を行うとともに、外国人や障害がある人に対しても、適切な情報提供ができるよう引き続き努めます。 【県民生活・男女参画課】

● 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

項目	施策の方向
相談体制の整備	 ・配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など引き続き広域的・専門的な支援を行うなど中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】 ・女性相談所は、中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、ぴゅあ総合、市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図ります。
	【
男性も相談しやすい 環境整備	・男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口を男女共同参画推進センターに開設 し、電話による相談を行います。
	【県民生活・男女参画課】
	・女性相談所は、男性被害者の相談について、「男性に対する相談体制整備マニュアル」の活用を行うとともに、研修参加の機会を設けるなど婦人相談員等の対応向上に努めます。 また、県のホームページ等で男性被害者の相談にも対応することを周知していきま
	また、泉の水一ムペーク寺で男性板音句の相談にも対応することを向知しているよ す。
	【児童家庭課】
災害時に向けた体制 整備	・災害時においても相談窓口が周知されるよう、県ホームページで引き続き周知を行うとともに、各避難所においても周知が図れるよう市町村に働きかけます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
県関係機関との連携 強化	・ぴゅあ総合は、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な配慮のもと、女性相談所に引き継ぎます。
	【県民生活・男女参画課】
	・配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、 児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村等関係機関が連携をとり、適 切に対応します。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課、障害福祉課】

●婦人相談員等による適切な支援

項目	施策の方向
婦人相談員等による支援	 ・婦人相談員等は、「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」に基づいた援助を行うとともに、被害者自らが選択・決定する問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行います。 ・婦人相談員等は、専門研修会等に多く参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。 ・婦人相談員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】

:

<参考> 各配偶者暴力相談支援センターの特徴

	中心的な支援センター		補完的な支援センター	
	女性相談所		ぴゅあ総合	
	実施の有無	特徴	実施の有無	特徴
相談(電話)	0	月曜日~金曜日 9時~20時	0	第2・第4月曜日を除く毎日 9時~17時
相談(面接)	0	9時~17時	0	9時~16時
一時保護	0	・面接相談からの一時保護 ・休日・夜間における緊急の一 時保護	ı	・被害者の安全確保について緊急性を認めた場合には、女性相談所と連携
医学的・心理学的ケア	0		_	
保護命令制度を利 用するための支援	0	・申立書作成支援 ・裁判所等への同行支援	0	・申立書作成支援
自立支援	0		0	
婦人保護施設・母 子生活支援施設等 利用のための援助	0		0	
センターから社会 への情報発信	0		0	

[※]婦人保護施設は、女性相談所の一時保護所に併置

4-----

● 警察における支援

項目	施策の方向
被害者が相談しやすい環境の整備	・被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。 【警察本部】
関係機関との連携	 配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、配偶者暴力相談支援センターや民間団体等の関係機関と連携を強化し、「被害者の保護」、「被害発生防止」を目的とした支援を迅速かつ的確に行います。 「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」は、児童虐待にあたることが明確にされています。このため、配偶者からの暴力に係る相談等に対応した場合で被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し、保護措置等を行います。 【警察本部】
各種措置の検討・実施	 ・相談により、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、被害者の状況に応じて必要な自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等警察が取り得る各種措置について被害者に教示します。 ・相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえて検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について説明し、被害届の提出の働きかけを行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。また、刑事事件として立件が困難と認められる場合でも、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。 ・加害者から復縁を求めてのつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー規制法に基づく措置を適正に講じます。 【警察本部】

項目	施策の方向
援助の申し出への対応	 ・被害者から、被害を自ら防止するための警察本部長等の援助を受けたい旨の申し出があり、申し出が相当と認められる場合は、次のうち必要な援助を行います。 ①被害を自ら防止するため、状況に応じた避難その他措置の教示 ②加害者に住所又は居所を知られないようにするための措置 ③被害防止に向けた交渉を円滑に行うための措置 ④その他適当と認める援助 ・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、その状況により、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。
	【警察本部】

●地域における相談体制の充実

項目	施策の方向
市町村等相談窓口の 充実	・市町村の相談窓口の重要性について周知し、設置についてもあらゆる機会を通じ働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・市町村、保健所等地域の保健部門が相談を受けた場合に、被害者の実情に即した適切な助言と対応ができるようパンフレット等の送付により、関係者に周知します。 【健康増進課】
	・女性相談所は、「配偶者からの暴力(DV)被害者相談マニュアル」の見直し検討 を行い、市町村等で相談に携わる関係者で共有し、活用します。 【児童家庭課】

重点目標5 外国人・障害者・高齢者への配慮

【現状と課題】

被害者からの相談にあたっては、被害者の国籍、障害の有無、年齢を問わずプライバシーの保護、安全・安心の確保等被害者の人権に配慮した対応を行う必要があります。

外国人、障害がある人、高齢者については、相談機関に対する情報が届きにくい場合等があり、被害が潜在 化しやすい傾向にあります。

県ではこれまで外国人からの相談に配慮するため、通訳の確保や適切な情報提供等に努めてきました。

今後も一人ひとりが外国人、障害がある人、高齢者等であるという理由により、支援をうけにくいということがないよう被害者の立場に立った対応を行うとともに、日常的に接することの多い職員等に対する情報提供、研修機会の提供、各関係機関の連携等により適切な支援体制を整備していく必要があります。

また、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法においては、市町村が果たす役割が非常に大きいことから、被害者の相談、保護、支援に当たっては市町村と十分に連携を図る必要があります。

【施策の方向】

●外国人・障害者・高齢者への対応の充実

項目	施策の方向
相談につなげる体制 整備	 高齢者の総合相談を行う市町村・地域包括支援センター及び養護者等による障害者 虐待相談などを行う市町村・市町村障害者虐待防止センターについて、あらゆる機 会を通じて広く周知し、早期相談を呼びかけます。 【長寿社会課、障害福祉課】 ・県ホームページにおいて、外国人を対象としたパンフレット等を掲載し、相談窓口 等の周知を図ります。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
相談体制の充実	 女性相談所は、外国人からの相談に対応するために通訳の確保を行うほか、被害者が不法残留等の外国人である場合には、入国管理局と連携を図るなどして、適切な対応を行います。 「児童家庭課】 ・障害者、高齢者等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や、研修会への参加を促すことにより、配偶者からの暴力への理解の促進を図ります。 【県民生活・男女参画課】

項目	施策の方向
市町村と連携した支 援等	配偶者暴力相談支援センターは、被害者が高齢者虐待または障害者虐待に当たる場合には、市町村と連携を図ります。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・ 高齢者及び障害者が適切な支援を受けられるよう市町村・地域包括支援センター、 市町村・市町村障害者虐待防止センターと連携し、配偶者暴力防止法の活用も視野 に入れた対応の検討を行うよう周知徹底します。
	【長寿社会課、障害福祉課】

重点目標6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実

【現状と課題】

配偶者からの暴力は身体や生命に危険が及ぶ可能性がある行為であり、被害者の保護に当たっては、被害者の安全を第一に考え迅速に対応することが重要です。

そのため、被害者の状況から加害者に危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携して被害者の保護を行うことが必要です。

本県では、被害者の一時保護は中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所が実施しています。 女性相談所では、配偶者からの暴力により平成24年度は18人を一時保護し、このうち12人が子どもを同伴 しています。一時保護中の同伴児童に対しては、児童相談所と連携を図り、児童のケアや学習プログラムへの 参加等による学習支援を行っていますが、今後さらなる支援の充実が必要です。

また、被害者の安全を確保しながら自立に向けた援助を行うため、安心して過ごせるような一時保護の体制を整えるとともに、加害者の追求等から被害者の安全が迅速に確保されるような施設の体制を整える必要があります。

【施策の方向】

●緊急時における安全の確保

項目	施策の方向
連絡体制の整備	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議をしておくなど相互の連絡体制を明確化します。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
被害者及び同伴者の安全確保	 ・女性相談所は、被害者の一時保護が行われるまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携して警戒措置を講ずるなど被害者の保護を図ります。 ・女性相談所は、身近な行政主体である市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保について検討が行われるよう働きかけます。 【児童家庭課】

●一時保護体制の充実

項目	施策の方向
一時保護機能の充実	 一時保護については、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図ります。 また、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。 ・入所者の疾病や心身の健康状態に応じて、医学的・心理的な援助を行うことができる職員を配置し、職員が連携して問題の整理・解決を図ります。 ・被害者への支援が途切れることのないよう配慮するため、一時保護における自立支援プログラムを作成し、自立支援を進めます。 また、被害者の意向に沿った支援ができるよう関係機関による会議等を行い、自立支援に向けた迅速な対応を行います。
被害者への医学的・心理的な支援	 ・被害者や同伴する家族に対して、精神科医による相談や助言を勧めるとともに、母子の心理ケアプログラムの導入について検討していきます。また、医療機関受診の際には同行支援を行います。 【児童家庭課】 ・女性相談所、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターは、必要に応じて連携をとり、被害者の心身の安定に向けた支援等の充実を図ります。 【児童家庭課、障害福祉課】
同伴する子どもへの 支援の充実	 ・児童虐待の防止等に関する法律に子どもの目前での配偶者への暴力は児童虐待と定義されていることから、あらかじめ児童相談所と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子どもについて、適切に対応します。 【児童家庭課】 ・関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えます。 【児童家庭課、義務教育課、高校教育課】
広域的連携の実施	・一時保護、婦人保護施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、都道 府県域を越えた広域的連携を図ります。 【児童家庭課】

重点目標7 保護命令に対する適切な支援と対応

【現状と課題】

保護命令制度は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、裁判所が加害者に対して発する命令のことです。

保護命令には、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者が同居する子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等があり、被害者の生命又は身体の安全を確保するために有効な制度です。

しかしながら、被害者は身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立て等をためらうことも見受けられます。

県ではこれまで、配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令に関する制度の周知、申立てへの支援のほか、裁判所への同行支援、警察と連携した安全確保等を行ってきました。

また、警察においても関係機関と連携した速やかな対応及び被害者の意思を踏まえたうえで各法令を適用した措置等を講じているところですが、今後も事案に応じて制度の活用に向けた支援を行っていくことが必要です。

また、平成 25 年6月の法改正を受け、「生活の本拠をともにする交際」相手からの暴力についても保護命令制度が活用できるようになったことから、改正の趣旨を踏まえ、関係機関が連携をして、被害者の一層の安全確保に努める必要があります。

【施策の方向】

●保護命令制度への対応

項目	施策の方向
配偶者暴力相談支援 センターの対応	・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助 言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなど、円滑な制度
	の活用に向けて被害者を支援します。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・女性相談所は必要に応じて裁判所への同行支援を行うほか、保護命令後の被害者の 安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。 【児童家庭課】

項目	施策の方向
警察の対応	 ・裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、住居、勤務先、通常所在する場所等について確認するなど、被害者保護を徹底します。 また、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ、被害者の安全確保を図ります。 ・保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備するとともに、関係警察職員にも情報を周知し、事案に応じて必要な措置を講じます。 ・配偶者からの暴力事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立てなどをためらうことも見受けられます。このため、事案の特徴、警察として取り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援します。 【警察本部】



自立支援の充実

重点目標8 被害者への総合的な支援

【現状と課題】

被害者は度重なる暴力により、加害者と離れた後も心理的なダメージが大きく、心身にさまざまな影響が及んでいることも少なくありません。

県では、生活再建のために必要な日常的な生活上の支援として、各種福祉制度の活用及びその他生活全般に わたるさまざまな事項に関する情報提供のほか、心身の回復には長期的なケアを必要とする場合も多いことか ら、継続的に被害者をサポートしていくため、自助グループへの支援等を行っています。

被害者が自立して生活していくためには、さまざまな制度や公的サービスを迅速かつ継続的に活用することができるよう、関係機関が被害者に関する個人情報の管理に細心の注意を払いつつ、被害者の状況を十分に理解し、意思を尊重した上で、認識を共有しながら連携して支援を行う必要があります。

特に市町村は、住民に最も身近な行政主体として継続的な支援を行うため、窓口の明確化及び市町村内の関係窓口間の連携等により、被害者の自立を支援する体制を整えることが求められます。

今後も被害者が身近で切れ目のない支援を受けられるよう関係機関が一層の連携を図り、情報提供や支援体制を整えていくための取組を行っていくことが必要です。

【今後の取組】

●福祉制度を活用した支援の実施

項目	施策の方向
各種福祉制度の活用	・福祉事務所は、被害者の安全確保に留意しながら、児童及び妊産婦の福祉に関する
	相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行い、
	被害者の自立を支援します。
	・母子自立支援員は、母子家庭の母またはこれに準ずる状態にある者の自立支援を図
	るため就業や生活の相談に応じるとともに、母子家庭等自立支援給付金や母子寡婦
	福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行います。
	【児童家庭課】
	• 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し、被害者の状況に応じ活用で
	きる福祉制度についての情報提供を行います。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】

●その他被害者への適切な情報提供・支援

項目	施策の方向
生活全般にわたる情報提供、支援	 ・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項(医療保険、年金、住民基本台帳閲覧等の制限のための手続きや配偶者暴力防止法適用に関連する児童扶養手当の認定請求等関連する制度、障害者総合支援法に基づく施設入所等)を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行うとともに、具体的な手続きについて情報提供、助言を行います。 ・配偶者暴力相談支援センターは、法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、また外国人支援の制度について必要に応じ、情報提供を行います。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】 ・女性相談所は必要に応じ関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減を図ります。
婦人保護施設 ^{※2} の活 用	・婦人保護施設においては、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行います。 【児童家庭課】
地域における継続的な支援	 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村、 民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行います。 被害者同士が体験や感情を共有し、情報交換を行う自助グループに参加することが、 被害者の自立に際し有効であるため、配偶者暴力相談支援センターは、グループの 情報提供による支援を行います。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】

^{※2} 婦人保護施設···· 売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されました。

重点目標9 就業支援の実施

【現状と課題】

被害者の自立を支援するうえでは、被害者の経済的基盤を確保することが必要であり、被害者に対する就業支援が極めて重要です。

県では、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して就業に向けた情報提供、助言等を行うなど、被害者の 状況に応じた支援を行っています。

今後も関係機関が連携して、被害者に対し、就業支援の情報提供や制度活用の働きかけを行うなど、被害者 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが必要です。

【施策の方向】

●就業に向けた情報提供・助言

項目	施策の方向
就業に向けた情報提供・助言	・配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害 者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・女性相談所は、必要に応じ、公共職業安定所等への同行支援を行うなど、きめ細や かな支援に努めます。
	【児童家庭課】

●就業支援機関の活用

項目	施策の方向
就業相談などの制度 の活用	・配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・ 自立支援センター ^{※3} における就業相談など就業に関する制度の活用を促します。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
雇用関連サービスの 提供	・「やまなし・しごと・プラザ」 ^{※4} における就職相談や無料職業紹介などの雇用関連 サービスをワンストップで提供するほか、配偶者暴力相談支援センター等の紹介など 関係機関と連携した被害者支援を行います。

項目	施策の方向
職業訓練施策による 支援	・配偶者からの暴力による被害者を含めた母子家庭の母等の自立を図るため、職業訓練の実施について多様な広報媒体を活用して周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター等を通じて被害者に情報提供を行います。また、受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談等のほか、希望者には託児サービスを行うなど就業に向けた支援を行います。
	(注来)(行政)

※3 母子家庭等就業・自立支援センター…母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う施設です。山梨県では甲府市の山梨県母子福祉センター内にあります。

※4 やまなし・しごと・プラザ・・・キャリアカウンセリングや生活・就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介など若者から中高年齢者まで、幅広い方の就職を支援しています。甲府市内のJA会館内にあります。

重点目標10 住宅確保に係る支援の充実

【現状と課題】

被害者が新たな場所で生活を始めるためには、居住の安定を図ることが重要です。

しかし、被害者の中には、十分な所持金がないために、住居の確保が難しい場合があります。

こうした点を踏まえ、県では被害者の状況に応じた住宅の確保についての情報提供、県営住宅への優先入居等、被害者が自立して生活ができるよう受け皿となる住宅を確保するための支援を行っています。

今後は市町村とも連携を図りながら、市町村営住宅についても情報提供をするなど住宅確保の支援を行ってい く必要があります。

【施策の方向】

●住宅への入居支援

項目	施策の方向
住宅の確保に係る情報提供	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等を通じ、配偶者からの暴力における被害者が速やかに入居できるよう、空き家情報の提供を行います。 【建築住宅課】
県営住宅を活用した 入居支援	 ・被害者が県営住宅への入居を希望する場合には、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します。 ・性別を問わず条件を満たした被害者が目的外使用できるよう運用、利用実績により目的外使用できる住戸の拡大を図ります。 【建築住宅課】
市町村営住宅入居に対する支援	・市町村営住宅への優先入居ができるよう市町村に対し、働きかけや情報提供を行います。 【建築住宅課】

重点目標11 子どもに対する支援の実施

【現状と課題】

被害者の自立支援を図る上で、同居する子どもの就学や保育等に関する問題は、極めて重要です。

平成 22 年度の県民意識・実態調査によると、「相手からの行為を受けた時、子ども(18 歳未満)の目撃はあったか」については、24.1%の人が目撃していたと回答しています。

また、「相手は、子どもに対して、同じような行為をしたことがあるか」については、19.4%の人が「あった」 と回答しています。

児童虐待の防止等に関する法律により、子どもの目前での配偶者に対する暴力は児童虐待として定義されており、子どもについてはこのような心理的虐待に加え、転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい状況にあります。

県では、これまで就学や保育等に関する情報提供、保育・教育関係者へ、配偶者からの暴力の特性、配慮すべき事項等の周知徹底、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による心のケアを実施してきました。

今後も子どもへの影響の大きさを考慮し、関係機関が連携をして、それぞれの状況に応じた支援を行っていく ことが重要です。

【施策の方向】

●子どもへの支援の実施

項目	施策の方向
支援情報の提供	・配偶者暴力相談支援センターは、子どもの就学や保育について被害者への情報提供を行うほか、必要に応じて市町村と連携し、予防接種や健診等についても被害者に情報提供を行います。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
児童生徒の精神的な ケア	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、配偶者からの 暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境の 整備に努めます。 【義務教育課、高校教育課】

●子どもが安心して生活できる環境整備

項目	施策の方向
関係者への周知徹底	 子どもと日常的に接することが多い教員、スクールカウンセラー等の教育関係者及び保育士等の保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童、生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課、義務教育課、高校教育課】 ・加書者に対し、裁判所が被害者の子どもへの保護命令による接近禁止命令を発令することも可能なため、こうした制度の趣旨や概要について、教育委員会、学校、保育所等への周知を図ります。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
情報等の適切な管理	・子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保 や守秘義務の徹底を図ります。 【義務教育課、高校教育課】
関係機関との連携	 教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。 【義務教育課、高校教育課】 接近禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促します。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課、警察本部】



職務関係者による適切な配慮

重点目標12 被害者への配慮

【現状と課題】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に携わる職務関係者は、配偶者からの暴力の特性や、被害者の心 身の状況、その置かれている環境等を十分理解した上で職務を行う必要があります。

職務関係者による不適切な言動・対応によって、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮をするとともに、加害者や被害者から依頼を受けた第三者への被害者等に係る情報提供等により避難先を突き止められ、危害を加えられる事例が見受けられるなど被害者の情報保護には十分な配慮が必要です。

県ではこれまで、配偶者からの暴力に対する理解を深め、適切な対応が図られるよう職務関係者を対象とした研修及び情報提供等による働きかけを行ってきましたが、今後も引き続き働きかけを行っていく必要があります。

【施策の方向】

●被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底

項目	施策の方向
職務関係者の適切な対応	・配偶者暴力相談支援センターは、不適切な対応で、更なる被害(二次的被害)が生 じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った 対応に努めます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
個人情報保護の徹底の周知	 被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮して職務に努めるようあらゆる場を通して関係機関に周知します。 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあることから、適切に実施され、被害者の情報保護及びその管理等が図られるよう連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。 【県民生活・男女参画課】

重点目標13 職務関係者の資質向上のための取組の実施

【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、民間団体等において、配偶者からの暴力に係る被害者の相談、 保護等に関わる職務関係者は、配偶者からの暴力の特性や、被害者の心身の状況、置かれている状況等を考慮 して、適切な情報提供や支援を行っていく必要があります。

県では、これまで職務関係者を対象とした研修会、専門研修への派遣、ケース検討等を行ってきましたが、 今後も関係法令・制度等の知識と、被害者の心身の状態に即した対応等を学び、配偶者からの暴力に関する理 解を深めるなど資質の向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

●職務関係者の資質向上

項目	施策の方向
職務関係者の育成	・関係機関及び市町村の相談担当職員等を広く対象として被害者の人権や配偶者からの暴力の特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために時期や方法等を工夫しながら必要な研修を実施し、職務関係者の資質向上を図ります。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・配偶者暴力相談支援センターの職員を専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、問題解決にあたり的確に対応できる能力の習得に努めます。また、相談員の心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
	・配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深め、対応に誤りがないよう警察職員に対し、研修の実施及び人材の育成等を行います。 【警察本部】
組織的対応の推進	・研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における職務関係者の資質向上や、相談員の心理的な負担軽減などの組織的な対応を推進します。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】



施策推進のための連携体制の強化

重点目標 14 関係機関との連携強化

【現状と課題】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援等には、さまざまな関係機関が関わる必要があり、一つの機関だけで対応することは困難です。

各関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援のさまざまな段階において、緊密に連携しつ つ取り組むことが必要です。

県では、関係機関連絡協議会や実務者会議の開催等を通じて、関係機関の連携に努めているところです。 今後も幅広い分野にわたる関係機関が、認識の共有や情報交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、

さまざまなかたちで効果的な連携がとれるよう体制を強化していくことが必要です。

【施策の方向】

●関係機関連絡協議会等の開催

項目	施策の方向
関係機関連絡協議会 の開催	・関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて、配偶者からの暴力に関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。 【県民生活・男女参画課】
実務者会議等の開催	・女性相談所は、被害者の自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図り相互に連携して被害者の支援に当たるとともに、必要に応じ、具体的な事案に即した個別ケース検討会議を開催します。 【児童家庭課】

●被害者支援のためのネットワークの強化

項目	施策の方向
配偶者暴力相談支援センターを中心とし	・配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、学校、裁判所等 との連携、自立支援については福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、
た連携強化	被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】

重点目標15 市町村における支援体制の強化

【現状と課題】

平成 19 年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村に対して基本計画の策定及び適切な施設において配偶者 暴力相談支援センターの機能を果たすことが努力義務とされました。

地域に根ざしたきめ細かな支援を実施していくためには、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。

県ではこれまで広域的な観点から、市町村に対し、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置等に向けた働きかけや助言・情報提供、市町村間における調整の支援等を行ってきましたが、被害者が支援を受けやすい環境が整備されるよう、今後もさまざまな機会を捉えて市町村基本計画の策定等に向けた支援を行うことが必要です。また、各窓口の連携が図られ、配偶者からの暴力の早期発見、継続した支援に結びつくよう市町村への支援の推進を図ることも必要です。

【施策の方向】

●市町村への支援の推進

項目	施策の方向
基本計画及び配偶者 暴力相談支援センタ 一機能整備の促進	・市町村における基本計画の策定及び適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすることについて、さまざまな機会を捉えて市町村に対して働きかけるほか、国や県その他の取組について情報提供や助言に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努めます。 【県民生活・男女参画課、児童家庭課】
窓口における円滑な手続きの推進	・被害者の負担軽減等を図るため、市町村内における手続きの一元化等について、会 議、研修等を通して働きかけを行います。 【県民生活・男女参画課】
人材育成に向けた支 援	・市町村が実施する施策が円滑に進むよう、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者の人権や配偶者からの暴力の特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。 【県民生活・男女参画課】
	・女性相談所は、実務者会議等において、市町村の要望に合った情報交換や研修等を 行うとともに、学識関係者や関係機関の理解と協力を得る中で、専門家等の人材を 活用するなど市町村担当者の資質向上を図ります。 【児童家庭課】

重点目標 16 民間団体等との連携と協働

【現状と課題】

被害者の多様な状況に適切に対応し、きめ細かな支援を行うためには、配偶者暴力相談支援センター等と民間団体等が必要に応じ、機能的に連携を図ることが必要です。

県では、関係機関連絡協議会への参加、各種研修会・講演会等への参加の呼びかけなどを通じ、民間団体等との連携に努め、民間シェルターへの一時保護委託も実施しています。

今後も民間団体等との連携の促進に向けて、日頃から、日々の業務の中で両者が情報を共有するなど、緊密な 関係を構築していくことが必要です。

【施策の方向】

●民間団体等との連携の促進

項目	施策の方向
関係機関連絡協議会を通じた連携	・関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や歯科医師会、民間団体等に理解と協力を 求めていきます。 【県民生活・男女参画課】
実務者会議を通じた連携	・女性相談所は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会実務者会議」を通じて、民間団体と意見交換等を行い、支援の連携を図っていきます。 【児童家庭課】
効果的な広報啓発に向けた協力	・男女共同参画関係団体など、さまざまな民間団体と連携を図りながら、配偶者から の暴力の防止と被害者の保護に向けたより効果的な広報啓発を行っていきます。 【県民生活・男女参画課】

●民間団体等と連携した人材の育成

項目	施策の方向
研修会等への案内	・女性相談所が行う専門的な研修や、関係機関を集めて行うケース検討会へ民間団体 に参加勧奨するなど、連携に努めます。
	【児童家庭課】
	配偶者からの暴力に関する研修会等については、民間団体とも連携を図りながら、 効果的な研修の場となるよう工夫します。
	【県民生活・男女参画課】

重点目標17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備

【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センター、警察、その他被害者の支援に携わる関係機関では、被害者からの苦情の申し出 に対して、適切かつ迅速に対応しています。

今後も、各機関における苦情処理制度等に基づき、適切かつ迅速に対応することが必要です。

【施策の方向】

●苦情の適切かつ迅速な処理

項目	施策の方向		
職務への反映及び申	・関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に則して、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて、職務の執行の改善に反映するよう努めます。		
立人への説明	また、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努めます。		

______ _{重点目標 18} 調査研究の推進

【現状と課題】

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るためには、被害者の実態等について分析を行い、被害者の心身の健康を回復するための方法及び自立に向けた支援など被害者の支援に役立てるための調査研究を行うことが必要です。

県では、これまで困難事例には外部からのスーパーバイザーによるスーパービジョンを開催するなどの取組を行ってきました。

また、配偶者からの暴力を防止するためには、被害者の保護だけではなく、加害者更正のための調査研究を 行うなど、加害者に向けた取組も必要になってきます。

【施策の方向】

●被害者保護に関する調査

項目	施策の方向		
被害者の相談・保護事	・被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮し		
例の分析	ながら詳細な分析を行い、配偶者からの暴力による被害の実態を把握するととも		
	に、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役		
	立てます。		
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】		

●加害者更正に向けた調査研究

項目	施策の方向			
加害者への対応につ	・加害者更正のための指導について、国においては、加害者更生の指導の方法として			
いての研究	どのようなものがあるか未解明な部分が多く、場合によっては被害者にとって			
	に危険なものとなり得ることに留意しながら、調査研究をしています。県において			
	は、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めます。			
	【県民生活・男女参画課、児童家庭課】			

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るためには、一つの機関だけで対応することは困難であり、施策 を推進する上では、関係機関等の連携が不可欠です。

そのため、この基本計画は県の関係部局、市町村、民間団体、関係機関等が連携して、総合的に推進していくこととします。

2 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項目	現状値(年度)	目標値(年度)
夫婦間の暴力についての認識率 (ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つことを暴力と 思う人の割合)	79.0% (H22)	100% (H30)
「DV」という言葉の認知度	80.6% (H22)	100% (H30)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 (配偶者暴力相談支援センターという言葉の認知度)	42.1% (H22)	70% (H30)
基本計画の策定市町村数	2市町村(H24)	9市町村(H30)

3 計画の進行管理

この基本計画については、毎年度施策の推進状況を把握し、男女共同参画審議会にその状況を報告するとともに、その内容を毎年県ホームページ等を通じて公表します。